

アビリティ共済

新型コロナウイルス感染症に関する 保険金のお取扱いについて(続報)

特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい

入院保険金に関する特別取扱い

今般政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、9月26日以降全国一律「重症化リスクの高い方」に対象が限定されることとなりました。

発生届の範囲「重症化リスクの高い方」

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与
または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ・ 妊婦の方

アビリティ共済では、引き続き、公的機関（医療機関を含む）発行の療養証明書（My HER-SYSを含む）等のご提出をもって入院保険金の対象とする特別取扱いを実施いたします。

但し、ワーカーズ・ケア保険金については、上記特別取扱いの対象外となります。

また新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様

- ・ お申し出により、保険料の払込の猶予期間を最大6か月間まで延長いたします。

2022年9月22日現在